

## 安倍元内閣総理大臣の国葬実施に遺憾の意を表し、国葬の検証を求める会長声明

1 政府は、2022年9月27日、安倍晋三元内閣総理大臣の国葬を行った。

当会は、岸田内閣が国葬の実施を閣議決定したことを受け、2022年8月31日、国葬実施の法的根拠の不存在や憲法上の問題があることを理由に国葬の実施に反対し、政府に対し、国葬を行うことの撤回・中止を求めるとの会長声明を発出した。

政府による国葬実施の表明は、各種報道機関が行った世論調査においても、50%を超える国民が、国葬に反対、若しくは国葬を評価しないと回答し、また、各地において国葬に反対するデモが行われるなど、国民が納得したとは到底評価できない。

ところが、政府は、時間的余裕があったにも拘らず国会において十分な議論を尽くさないまま、政府の判断で全額国費を投じて国葬を実施したものである。

当会は、国葬を強行した政府に対し、強く遺憾の意を表すると共に、以下のとおり政府及び国会に対しこの度の国葬実施についての検証を求めるものである。

2 日本国憲法は、国会を唯一の立法機関とし、行政活動は国会の制定する法律の定めるところにより、法律に従って行わなければならないとする「法律による行政の原理」を採用している。しかしながら、現在、我が国においては、国葬を行うことについて法的根拠はなく、時の内閣が閣議決定をもって国葬を行うことは、法律による行政の原理に抵触する。

また、法的根拠のないままに多額の予算支出がなされることは、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。」とする財政国会中心主義（憲法83条）の点からも問題がある。

更に、政府は国民に喪に服することを強制するものではないとしていたもの

の、国葬が近づくとつれ与党国会議員の中からは、国葬の賛否について議論を控えるべきとの言論の自由に対する抑圧的見解が示され、前記同日実施された国葬には大多数の都道府県知事が参列し、各府省庁はもとより、全国の多くの地方自治体や国の出先機関において半旗や弔旗を掲げ、黙祷を実施した機関も存在した。

憲法19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」とし、思想及び良心の自由を定めているが、前記の事実が示すとおり、国葬実施により国民に同調を強いる結果になったことは疑いようがなく、弔意を捧げることに違和感や反対の意見を有する国民の思想や信条が事実上、脅かされたことは明らかである。

- 3 岸田内閣総理大臣は、国葬実施について、説明責任を果たすとして、9月8日に行われた衆議院・参議閉会中審査に出席し、答弁を行ったものの、その内容は従前の政府答弁の繰り返しに過ぎず、議論はかみ合わず、報道機関の世論調査においても、多くの国民が岸田内閣総理大臣の説明が不十分である、若しくは納得できないと思っている結果が示された。

政府は、法的根拠がないまま国葬が実施されたことに多くの国民が疑問を感じていることを真摯に受止め、憲法が採用する法律による行政の原理に照らしてこの度の国葬実施の是非を精緻に検証すべきである。

また、2022年9月6日に示された政府見解によれば今年度予算の予備費から拠出する国葬にかかる費用の概算は、16億6000万円とのことであった。国葬実施後に全容が明らかとなる実際に国葬にかかった費用について財政国会中心主義に基づき、国会において改めてその費用の是非を検証し、財政に関する政府の権限が適切に行使されたか議論をする必要がある。

更に、政府は、憲法が保障する思想及び良心の自由の点からも今回の国葬実施が国民の思想や信条に与えた影響を、国民感情を踏まえて検証する必要がある。

4 当会は、憲法上の問題を抱えたまま法的根拠なしに安倍晋三元内閣総理大臣の国葬を実施した政府に対し強く遺憾の意を表し、政府及び国会に対し、この度の憲法上の問題を踏まえ、安倍元内閣総理大臣の国葬が実施されたことの是非及び国葬にかかった費用を精緻に検証することを求めるものである。

2022年9月28日

長野県弁護士会

会長 中村 威彦